



# 栃木県公報

平成29年  
5月12日(金)  
第2883号

## 目次

### 告示

- 土壤汚染対策法による要措置区域の指定..... 423
- 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定..... 423
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定..... 424
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定..... 424
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定..... 424
- 事業の認定..... 425

### 公告

- 平成29年度製菓衛生師試験の実施..... 427
- 平成29年度調理師試験の実施..... 429
- 平成30年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集..... 431
- 土地区画整理事業の換地処分の届出..... 434

### 調達等公告

- 入札公告（特定調達公告）..... 434
- 同..... 436
- 同..... 437

## 告示

### 栃木県告示第230号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定するので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成29年 5月12日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定する区域  
栃木市平柳町二丁目字伊勢前104番3及び105番1の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 3 講ずべき汚染の除去等の措置  
地下水の水質の測定

### 栃木県告示第231号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成29年 5月12日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定する区域  
栃木市平柳町二丁目字伊勢前104番3及び105番1の各一部
- 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物

(環境保全課)

## 栃木県告示第232号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり公示する。

平成29年5月12日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0950100479	こどもサポート教室「きらり」宇都宮校	宇都宮市駅前通り2-3-12ザ・ミレニアムタワー101	株式会社クラ・ゼミ	静岡県浜松市中区田町230-15	平成29年5月1日	児童発達支援放課後等デイサービス
0950100487	グローバルキッズメソッド12	宇都宮市北若松原1-14-13	ハッピーライフケア株式会社	東京都台東区東上野2-22-1	平成29年5月1日	放課後等デイサービス
0950100495	就労準備型放課後等デイサービストータスミドル	宇都宮市築瀬4-22-11コーポラス芳賀1FB号室	社会福祉法人幸知会	上三川町下神主229-6	平成29年5月1日	放課後等デイサービス

## 栃木県告示第233号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成29年5月12日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0910200641	らふ	足利市小俣町307	社会福祉法人渡良瀬会	足利市葉鹿町2245	平成29年5月1日	生活介護
0910500248	北関東障害者自立センター	鹿沼市上奈良部町12-1	株式会社アサヒ	宇都宮市旭2-2-2	平成29年5月1日	就労継続支援B型

## 栃木県告示第234号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項の規定により次のとおり公示する。

平成29年5月12日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の 年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	
0930200209	すてっぷ	足利市葉鹿町735-1	社会福祉法人渡良瀬会	足利市葉鹿町2245	平成29年 5月1日

(障害福祉課)

## 栃木県告示第235号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年 5 月12日

栃木県知事 福田 富 一

## 1 起業者の名称

真岡市

## 2 事業の種類

真岡市新庁舎建設事業

## 3 起業地

## (1) 収用の部分

栃木県真岡市荒町字長瀬地内

## (2) 使用の部分

なし

## 4 事業の認定をした理由

## (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

真岡市新庁舎建設事業（以下「本件事業」という。）は、真岡市が本庁舎を新築し、併せて市民活動のための展示スペースや会議室を整備する事業であり、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎及び同条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者は、平成27年3月に本件事業の基本計画を策定し、平成8年3月に設立した真岡市新庁舎建設基金によって本件事業に必要な財源を積み立てているほか、予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意志と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 真岡市は昭和29年3月に、真岡町、山前村、大内村、中村の1町3村の合併により誕生し、栃木県南東部に位置する芳賀郡市の政治、経済、文化の中心的役割を古くから担っており、平成21年3月に二宮町との市町合併に伴い現在の形となっている。市の行政拠点である真岡市役所では、これまでの市町村合併や行政ニーズの変化などに対応し、平成29年3月現在で本庁舎を含めた6庁舎に28課室を配置し、市民へきめ細かな行政サービスを提供している。

一方で、本庁舎は老朽化の進行、施設及び敷地の狭あい化による複数回の増改築工事や別棟の建設により、様々な問題が生じている。

本庁舎は、行政サービスの多様化による組織変更や職員数増加による事務スペースの不足に対応するため、昭和50年、同53年及び同62年の3回に渡り増改築工事を行っている。一方、本庁舎の最も古い部分では築後59年が経過し、庁舎の内外壁にも多数の亀裂が発生するなど老朽化が著しく、水道、電気設備の保守管理や、情報機器のための新規配線整備も困難になっており、維持管理費用も多額になっている。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下「震災」という。）では、本庁舎において外壁の損

傷や天井の落下など多くの被害が発生し、安全性が確保できない状況となったため、災害対策本部を屋外に設けている。これにより、関係各課で把握する被害状況等の情報集約や指揮系統の一本化に困難をきたし、災害対策本部が十分に機能せず対応に追われることとなった。震災によって被害を受けた本庁舎や各庁舎は修繕工事の施行によって引き続き使用されているものの、震災後の平成23年12月に実施した耐震一次診断の結果、昭和56年以前に建築された庁舎全てが構造耐震判定指標（Iso）を下回る事が判明しており、早急な建替えが必要な状況にある。さらに、本庁舎敷地が狭あいであるため、災害時に必要な物資を保管する備蓄庫を本庁舎から10km離れた旧市立小学校に設置しており、災害時に本庁舎へ一時避難してくる市民や、災害対応に当たる職員に対して迅速な物資提供が困難であるなど、庁舎の耐震性や防災機能の確保に大きな支障が生じている。

また、市では本庁舎の増改築工事によっても事務スペースの確保が困難であったことから、本庁舎周辺敷地に昭和38年に教育委員会棟、昭和50年に建設部棟を建設し、旧真岡消防署を水道庁舎として、旧書庫を西合同庁舎としてそれぞれ改修工事を行い、さらに平成21年の二宮町との合併時に本庁舎敷地内に福祉・産業環境部等を建設している。これによって、本庁舎を含めて6庁舎に行政機能が分散しており、来庁した市民が庁舎間の移動を要するケースも多く、負担となっている。そのほかに、本庁舎は度重なる増改築による動線の複雑化のため、目的の窓口が分かりにくく、市民サービスの低下を招いているほか、行政内部においても事務決裁や打合せの際に職員が庁舎内外の移動を要しているなど、効率的な市民サービスの提供にも支障が生じている。

施設の狭あい化による弊害として、待合スペースが確保できておらず、廊下へ長椅子を設置して対応しているものの、廊下幅も狭いため混雑時間帯にはすれ違いが困難な状況が生じている。また、市民からの相談対応に必要な専用の相談室を有しておらず、新たに相談室を設けるスペースもないため、各窓口のカウンターで相談業務等に対応しており、プライバシー保護の面から問題がある。さらに、本庁舎内の会議室が臨時給付金の申請窓口や、統計調査事務等で恒常的に使用されているため、会議室の不足が常態化し、本庁舎から約300m離れた市公民館の会議室を利用する場合もあるほか、バリアフリーへの対応も課題となっており、3階建てである本庁舎へのエレベーターの未設置、廊下の狭あい・段差により身体障害者や高齢の利用者に負担が大きい。

市では市民との協働のまちづくりを推進するため、「真岡市市民活動推進センター」を二宮コミュニティセンター（旧二宮町庁舎）内に設置し、市民団体に対して集会場所や展示に利用できるスペース（以下「市民協働スペース」という。）を提供するなど、活動支援事業を展開している。これらの市民協働スペースの設置場所については、市民団体の多くが二宮町との合併以前の旧真岡市内に集中しているため、利便性や行政との連絡調整を考慮すると市中心部に位置する本庁舎内が最も望ましいところである。しかしながら、施設の狭あいによって本庁舎から南に約8km離れた二宮コミュニティセンター内に設置されている状況であり、利用者には長距離の移動が負担となっており、市民協働スペースが有効に機能していない。

これらのことから、本庁舎は行政、防災拠点施設として役割を十分に果たすことができず、市民活動の支援事業にあたっては十分なサービスが提供できない状況にある。

本件事業の完成により、新たな庁舎に行政機能の集約化が図られ、災害対策本部として必要な設備を備えることから、市民の利便性の向上、市民サービスの充実及び行政、防災拠点としての機能強化に寄与することが認められる。また、新たに市中心部に市民協働スペースが確保されることから、市民活動の充実や活動支援事業の強化に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

イ 本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び栃木県環境影響評価条例（平成11年栃木県条例第2号）による環境影響評価の実施を義務づけられた事業には該当しないが、本件事業の施行に当たっては、低騒音型・排出ガス対策型建設機械等を使用する等、周辺環境へ充分配慮して施行することとしている。

したがって、本件事業により生活環境に与える影響は軽微であると認められる。

起業者が、平成28年6月に任意で実施した希少動植物の調査によると、起業地内において、保護のために特別な措置が必要な希少動植物の営巣、植生は確認されていない。

また、起業者が事業認定申請に当たり真岡市教育委員会へ照会した結果によると、本件事業地内の土地には埋蔵文化財包蔵地は存しない旨の回答を得ており、工事の際に埋蔵文化財が発見された際には真岡市教育委員会と協議し、必要に応じて保存等の適切な措置を講じた上で事業を進めることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業に係る起業地の選定に際しては、8つの候補地からさらに3つの候補地を比較検討しており、本件事業の起業地は、必要な面積が整形な形で取得できること、他の官公庁と近接していること、土地が平坦であり造成が容易であること、現在の庁舎と位置が不変である等諸条件から総合的に判断されており、社会的、技術的及び経済的観点から最も合理的である。

また、本件事業に係る施設の規模については、新営一般庁舎面積算定基準（昭和35年建設省発第3号）や類似地方公共団体との比較、市の実情を考慮して計画されており、必要最小限の範囲の計画であると認められる。さらに、駐車場及び車寄せ・歩行者専用通路については、道路構造令（昭和45年政令第320号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）などにより適正に計画されている。

これらのことから、本件事業の起業地の範囲は、本件事業を施行する上で必要とされる最小限の範囲であると認められる。

エ 以上のことから、アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地との比較において最も適切であるものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

(3)で述べたとおり、現在の本庁舎は施設の老朽化、狭あい化、別棟への機能分散化によって、本庁舎に求められる機能を十分に果たせておらず、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されることから、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

真岡市総務部新庁舎建設準備室

(用地課)

## 公 告

○平成29年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項に規定する製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則（昭和42年栃木県規則第50号）第3条第2項の規定により公告する。

平成29年5月12日

栃木県知事 福 田 富 一

1 試験の日時

平成29年8月2日（水）午前9時30分から正午まで

2 試験の場所

宇都宮市陸町1-35 宇都宮短期大学附属高等学校

（会場への自家用車の乗り入れは禁止する。）

## 3 試験科目

- (1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 栄養学 (4) 食品学 (5) 食品衛生学  
(6) 製菓理論及び実技（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による菓子製造技能士の1級又は2級の資格を有する者は、本人の申出により免除する。）

## 4 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者  
(2) 菓子製造業に従事した期間が、菓子製造業従事証明書の証明日において2年以上となる者で、次に掲げる者

ア 学校教育法第57条に規定する者

イ 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

ウ 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者

エ 製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）附則第2項各号に規定する者

- (3) 製菓衛生師法の施行の際（昭和41年12月26日）現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同法の施行の日において3年を超えている者又は同法の施行の日後3年を超えるに至った者

なお、菓子製造業に従事した期間とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定により都道府県知事の許可を受けた営業の施設で、実際に菓子製造に従事した期間をいう。

ただし、次の場合は、上記の菓子製造業に従事したこととは認めない。

ア 専ら菓子製品の運搬、配達、食器洗浄等直接菓子製造業に従事していない場合

イ パート、アルバイト等で菓子製造業に従事している場合（週4日以上かつ1日6時間以上又は週5日以上かつ1日5時間以上従事している場合を除く。）

## 5 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書、菓子製造業従事証明書及び受験票は、各健康福祉センター、宇都宮市保健所又は栃木県保健福祉部生活衛生課に備付けのものを使用すること。

- (1) 4(1)及び(2)による者

ア 最終学歴の中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学、大学のいずれかの卒業証書の写し（本証を持参し、各健康福祉センター所長、宇都宮市保健所長又は栃木県保健福祉部生活衛生課長が照合の上、確認する。）若しくは卒業証明書又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類

なお、婚姻その他の理由により、現在の氏名と学歴を証明する書類の氏名とが異なる場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること。

イ 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者についてはそれを証する書類、その他の者は2年以上菓子製造業に従事したことを証する菓子製造業従事証明書

ウ 菓子製造技能士の1級又は2級の技能検定合格証の写し（本証を持参すること。該当者のみ。）

エ 写真及び受験票

受験票に写真（出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦7cm、横5cmの大きさのもの。スナップ写真は用いないこと。）を貼り付け、所定の事項を記入する。

- (2) 4(3)による者

ア 昭和41年12月26日において、現に菓子製造業に従事しており、菓子製造業に従事した期間が3年を超えていることを証する菓子製造業従事証明書

イ 菓子製造技能士の1級又は2級の技能検定合格証の写し（本証を持参すること。該当者のみ。）

ウ 写真及び受験票

(1)のエに同じ

(3) (1)のイ及び(2)のアの菓子製造業従事証明書には、菓子工業組合等の裏書証明を受けること。

(4) その他

栃木県が実施した平成28年度製菓衛生師試験不合格者及び欠席者で当該試験の受験票を添付する場合は、上記提出書類のうち、学歴を証明する書類、製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する書類、菓子製造業従事証明書及び技能検定合格証の写しの提出を省略することができる。なお、受験票を紛失した場合は、身分証明書を持参すること。

また、婚姻その他の理由により、現在の氏名と当該試験当時の氏名の異なる場合は、戸籍謄(抄)本を提示すること。

6 出願期限及び提出先

(1) 受付期間

平成29年6月14日(水)から同月16日(金)まで(提出先必着)

午前8時30分から午後5時15分まで

原則として、郵送では受け付けない。

(2) 提出先

ア 県内居住者は、その居住地を管轄する健康福祉センター(宇都宮市居住者は、宇都宮市保健所)

イ 県外居住者は、栃木県保健福祉部生活衛生課

7 受験通知

受験者には、受験票の交付により受験番号を通知する。

8 試験結果の発表

平成29年9月6日(水)午前11時から栃木県庁舎、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示場並びに栃木県ホームページに受験番号をもって合格者を発表する。

また、合格者には、合格証書を郵送する。

なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

9 受験手数料

9,400円

栃木県収入証紙をもって納付する(受験願書に貼付すること。)

10 試験結果の簡易開示

受験者本人の試験結果(科目別得点)については、合格発表の日から1か月間の執務時間中、栃木県保健福祉部生活衛生課において口頭により開示を請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明できる書類(受験票、身分証明書、運転免許証等)を持参の上、これを提示すること。

#### ○平成29年度調理師試験の実施

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項に規定する調理師試験を次のとおり実施するので、調理師法施行細則(昭和34年栃木県規則第35号)第2条の規定により公告する。

平成29年5月12日

栃木県知事 福田 富 一

1 試験の日時

平成29年8月2日(水)午前9時30分から正午まで

2 試験の場所

宇都宮市陸町1-35 宇都宮短期大学附属高等学校

(会場への自家用車の乗り入れは禁止する。)

3 試験科目

(1) 公衆衛生学 (2) 食品学 (3) 栄養学 (4) 食品衛生学 (5) 調理理論

(6) 食文化概論

4 受験資格

次に掲げる学歴及び職歴を有する者

## (1) 学歴（次のいずれかに該当する者）

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

イ 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

ウ 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者

エ 調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項各号に規定する者

なお、日本国内の外国人学校及び外国の学校を卒業した者は、都道府県知事の認定が必要となる場合があるので、早めに願書提出先へ相談すること。

## (2) 職歴

次の施設の調理業務に従事した期間が、調理業務従事証明書の証明日において2年以上となる者

ア 寄宿舍、学校、病院等の給食施設であって継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与する施設

イ 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定する飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業の許可を受けた営業の施設

ただし、次の場合は、上記の調理業務に従事したこととは認めない。

(ア) 専ら調理品の運搬、配達、食器洗浄等直接調理業務に従事していない場合

(イ) 栄養士、看護師、保育士等の職種として従事している場合

(ウ) パート、アルバイト等で調理業務に従事している場合（週4日以上かつ1日6時間以上又は週5日以上かつ1日5時間以上従事している場合を除く。）

## 5 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書、履歴書、調理業務従事証明書及び受験票は、各健康福祉センター、宇都宮市保健所又は栃木県保健福祉部生活衛生課に備付けのものを使用すること。

## (1) 履歴書

学歴欄には、最終学歴と卒業（又は修了）年月日を、職歴欄には、2年以上調理業務に従事したことを詳細に記入すること。

## (2) 学歴を証明する書類

最終学歴の中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学、大学のいずれかの卒業証書の写し（本証を持参し、各健康福祉センター所長、宇都宮市保健所所長又は栃木県保健福祉部生活衛生課長が照合の上、確認する。）若しくは卒業証明書又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類

なお、婚姻その他の理由により、現在の氏名と学歴を証明する書類の氏名とが異なる場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること。

## (3) 調理業務従事証明書

ア 履歴書記載の調理従事施設において、調理の業務に2年以上従事したことを証明するものであること。

なお、この証明書は、原則として当該施設長が証明すること。ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の場合又は廃業等によって当該施設長がいない場合は、調理師会等、所属団体の長又は同業者が証明すること。

また、証明印は、当該施設の長の職印を用いること。個人が証明する場合は、市町村に登録している印鑑を用い、印鑑登録証明書を添付すること。

イ 給食施設の開設年月日とは、寄宿舍、学校、病院等の施設であって多人数に対して食品を供与する施設として開始した年月日をいう。

## (4) 写真及び受験票

受験票に写真（出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦7cm、横5cmの大きさのもの。スナップ写真は用いないこと。）を貼り付け、所定の事項を記入する。

## (5) その他

栃木県が実施した平成28年度調理師試験不合格者及び欠席者で当該試験の受験票を添付する場合は、上記提出書類のうち、「(2)学歴を証明する書類」、「(3)調理業務従事証明書」の提出を省略することができ

る。なお、受験票を紛失した場合は、身分証明書を持参すること。

また、婚姻その他の理由により、現在の氏名と当該試験当時の氏名の異なる場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること。

## 6 出願期限及び提出先

### (1) 受付期間

平成29年6月14日（水）から同月16日（金）まで（提出先必着）

午前8時30分から午後5時15分まで

原則として、郵送では受け付けない。

### (2) 提出先

ア 県内居住者は、その居住地を管轄する健康福祉センター（宇都宮市居住者は、宇都宮市保健所）

イ 県外居住者は、栃木県保健福祉部生活衛生課

## 7 受験通知

受験者には、受験票の交付により受験番号を通知する。

## 8 試験結果の発表

平成29年9月6日（水）午前11時から栃木県庁舎、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示場並びに栃木県ホームページに受験番号をもって合格者を発表する。

また、合格者には合格証書を郵送する。

なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

## 9 受験手数料

6,100円

栃木県収入証紙をもって納付する（受験願書に貼付すること。）。

## 10 試験結果の簡易開示

受験者本人の試験結果（科目別得点）については、合格発表の日から1か月間の執務時間中、栃木県保健福祉部生活衛生課において口頭により開示を請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明できる書類（受験票、身分証明書、運転免許証等）を持参の上、これを提示すること。

(生活衛生課)

## ○平成30年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集

平成30年度に入校する栃木県立産業技術専門校訓練生を次のとおり募集するので、栃木県立産業技術専門校規則（昭和47年栃木県規則第36号）第9条の規定により公告する。

平成29年5月12日

栃木県知事 福田 富 一

### 1 募集する訓練課程

(1) 普通職業訓練 普通課程（本科）（主に高卒者対象）

(2) 普通職業訓練 普通課程（高等コース）（主に中卒者対象）

### 2 募集予定人員

産業技術専門校名	所在地等	科 名	普通職業訓練	
			本 科	高等コース
県央 産業技術専門校	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地48-4 電話 028-689-6374	機 械 技 術 科	40	人
		制 御 シ ス テ ム 科	20	
		自 動 車 整 備 科	20	
		建 築 設 備 科	20	

	情報ネットワーク科	20	
	金 属 加 工 科		20
	電 気 工 事 科		20
	木 造 建 築 科		20

## 3 訓練期間及び応募資格

訓練課程	訓練期間	入校月	応募資格
普通課程 本科	2年	4月	(1) 推薦入校試験 ① 学校長推薦（下記のいずれにも該当する者） ア 平成30年3月に高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者 イ 学業成績が良好で、希望訓練科の目的を理解し、入校意志が強く、将来技術者として活躍が期待され、人物性行等が良好な者 ② 自己推薦（下記のいずれにも該当する者） ア 高等学校もしくは中等教育学校卒業の者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者（高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者を除く。） イ 希望訓練科の特色を理解し、入校後の目的意識や学習意欲が強く、自己推薦できる経歴、特長、特技等を有する者 (2) 一般入校試験 ① 平成30年3月に高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者 ② 高等学校もしくは中等教育学校卒業の者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
普通課程 高等コース	2年	4月	(1) 推薦入校試験 ① 学校長推薦（下記のいずれにも該当する者） ア 平成30年3月に中学校、義務教育学校又は高等学校卒業見込みの者 イ 希望訓練科の目的を理解し、入校意志が強く、将来技能者として活躍が期待され、人物性行等が良好な者 ② 自己推薦（下記のいずれにも該当する者） ア 中学校又は義務教育学校卒業の者（中学校又は義務教育学校卒業見込みの者を除く。） イ 希望訓練科の特色を理解し、入校後の目的意識や学習意欲が強く、自己推薦できる経歴、特長、特技等を有する者 (2) 一般入校試験 ① 平成30年3月に中学校又は義務教育学校卒業見込みの者 ② 中学校又は義務教育学校卒業の者

（注）普通課程本科の自動車整備科の応募資格は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する者とする。

## 4 募集期間及び応募方法

訓練課程	応募期間	応募方法
普通課程 本科	学校長推薦入校試験 平成29年9月4日（月）から 同月15日（金）まで	入校願書に調査書、在学校長が発行する推薦書及び志願理由書を添えて、県央産業技術専門校に提出する。

	自己推薦入校試験 平成29年 9月 4日 (月) から 同月15日 (金) まで	入校願書に調査書、志願理由書、卒業証明書、履歴書を添えて、県央産業技術専門校に提出する。 (注) 調査書については、保存年限により発行できない場合は除く。
	一般入校試験 第1回：平成29年10月16日 (月) から同月27日 (金) まで 第2回：平成29年12月 4日 (月) から同月15日 (金) まで 第3回：平成30年 1月29日 (月) から 2月 6日 (火) まで 第4回：平成30年 3月 7日 (水) から同月20日 (火) まで	平成30年 3月に卒業見込みの者は入校願書に調査書を、卒業の者は入校願書に調査書、卒業証明書及び履歴書を添えて、県央産業技術専門校に提出する。 (注) 合格者が募集予定人員に達した場合、以後の募集は実施しない。ただし、入校辞退者が出た場合は、以後の試験を実施する場合がある。 (注) 調査書については、保存年限により発行できない場合は除く。
普通課程 高等コース	学校長推薦入校試験 平成29年12月 4日 (月) から 同月 8日 (金) まで	入校願書に職業相談票 (中学校又は義務教育学校卒業見込みの者)、調査書 (高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者)、在学校長が発行する推薦書及び志願理由書を添えて、県央産業技術専門校に提出する。
	自己推薦入校試験 平成29年12月 4日 (月) から 同月 8日 (金) まで	入校願書に調査書、志願理由書、履歴書を添えて、県央産業技術専門校に提出する。 (注) 調査書については、保存年限により発行できない場合は除く。
	一般入校試験 第1回：平成30年 1月22日 (月) から同月26日 (金) まで 第2回：平成30年 3月13日 (火) から同月15日 (木) まで	平成30年 3月に中学校又は義務教育学校卒業見込みの者は入校願書に職業相談票を、高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者は入校願書に調査書を、卒業の者は入校願書に調査書及び履歴書を添えて、県央産業技術専門校に提出する。 (注) 合格者が募集予定人員に達した場合、第2回の募集は実施しない。ただし、入校辞退者が出た場合は、第2回の試験を実施する場合がある。 (注) 調査書については、保存年限により発行できない場合は除く。

5 試験日、試験方法及び合格発表日

訓練課程	試験日	試験方法	合格発表日
普通課程 本科	学校長推薦入校試験 平成29年10月 4日 (水)	面接試験 適性試験 書類選考 (提出書類)	平成29年10月11日 (水)
	自己推薦入校試験 平成29年10月 4日 (水)	面接試験 適性試験 書類選考 (提出書類)	平成29年10月11日 (水)
	一般入校試験 第1回：平成29年11月10日 (金) 第2回：平成30年 1月19日 (金)	学力試験 (数学及び国語) 面接試験	第1回：平成29年11月17日 (金) 第2回：平成30年 1月26日 (金) 第3回：平成30年 2月23日 (金)

	第3回：平成30年2月16日（金） 第4回：平成30年3月23日（金）	書類選考（提出書類）	第4回：平成30年3月26日（月）
普通課程 高等コース	学校長推薦入校試験 平成30年1月12日（金）	面接試験 適性試験 書類選考（提出書類）	平成30年1月19日（金）
	自己推薦入校試験 平成30年1月12日（金）	面接試験 適性試験 書類選考（提出書類）	平成30年1月19日（金）
	一般入校試験 第1回：平成30年2月9日（金） 第2回：平成30年3月20日（火）	学力試験（数学及び国語） 面接試験 書類選考（提出書類）	第1回：平成30年2月16日（金） 第2回：平成30年3月22日（木）

6 合格通知

県央産業技術専門校長から本人に通知する。

7 その他

募集について不明な点は、県央産業技術専門校（電話028-689-6374）に問い合わせること。

（労働政策課）

○土地区画整理事業の換地処分の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、宇都宮都市計画事業宝積寺中坂上土地区画整理事業の地区内の土地について次のとおり換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

平成29年5月12日

栃木県知事 福田 富一

1 換地処分の年月日

平成29年3月18日

2 換地処分の内容

平成29年2月21日付け栃木県指令都計第439号で認可した換地計画のとおり。

（都市計画課）

**調 達 等 公 告**

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年5月12日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 借入件名及び数量 新情報通信ネットワークシステム機器 一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成29年10月1日から平成35年9月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

- (4) 借入場所 栃木県警察本部及び各警察署等
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類N通信、情報処理2情報関連サービス又は大分類Pその他のサービス2リース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成29年7月3日から同月10日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- 3 入札の手続等
- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-8510 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号  
栃木県警察本部警務部会計課出納係 電話028-621-0110(内線2246)
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 平成29年5月12日から同年7月3日までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成29年7月3日午後5時(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)  
イ 開札の日時及び場所 平成29年7月10日午前10時 栃木県警察本部庁舎2階入札室
- (4) 入札方法 1の(1)の件名の月額リース料で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他  
入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。  
ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成29年5月12日から同年7月3日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すると。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)  
イ 確認結果の通知 平成29年7月7日までに郵送する。
- 4 その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に警察本部警務部会計課で交付する新情報通信ネットワークシステム機器仕様書に基づき作成した仕様書を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 審査  
ア 技術審査 栃木県警察本部警務部情報管理課長が、入札者の作成した仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。  
イ 技術審査基準 入札者の作成した仕様書が、警察本部警務部会計課で交付する新情報通信ネットワークシステム機器仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。
- (5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約書の作成の要否 要
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Apparatuses for New Information and Communication Network System, 1set
- (2) Time and Date of bidding:  
5:00 p.m., July 3, 2017
- (3) Information is available at:  
Treasurer Section,  
Facilities Office,  
Accounting Division,  
Department of Police Administration,  
Tochigi Prefectural Police Headquarters  
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8510 TEL.028-621-0110(extension2246)

### ○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年5月12日

栃木県知事 福田 富一

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入件名及び数量 県警WAN統合基幹サーバ 一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成29年12月1日から平成36年11月30日まで  
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。
- (4) 借入場所 栃木県警察本部及び各警察署等

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類N通信、情報処理2情報関連サービス又は大分類Pその他のサービス2リース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成29年7月3日から同月10日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

## 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-8510 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号  
栃木県警察本部警務部会計課出納係 電話028-621-0110（内線2246）
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所  
平成29年5月12日から同年7月3日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成29年7月3日午後5時 (1)の場所に持参又は郵送すること。  
(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)  
イ 開札の日時及び場所 平成29年7月10日午前10時30分 栃木県警察本部庁舎2階入札室
- (4) 入札方法 1の(1)の件名の月額リース料で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当

する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成29年5月12日から同年7月3日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

イ 確認結果の通知 平成29年7月7日までに郵送する。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に警察本部警務部会計課で交付する県警WAN統合基幹サーバ仕様書に基づき作成した仕様書を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(4) 審査

ア 技術審査 栃木県警察本部警務部情報管理課長が、入札者の作成した仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ 技術審査基準 入札者の作成した仕様書が、警察本部警務部会計課で交付する県警WAN統合基幹サーバ仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

(5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否 要

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Prefectural police WAN unification nucleus server, 1set

(2) Time and Date of bidding:

5:00 p.m., July 3, 2017

(3) Information is available at:

Treasurer Section,

Facilities Office,

Accounting Division,

Department of Police Administration,

Tochigi Prefectural Police Headquarters

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8510 TEL.028-621-0110(extension2246)

---

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年5月12日

栃木県知事 福田 富 一

1 入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量 本部・警察署及び駐在所等回線暗号化装置 一式

(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 借入期間 平成29年10月1日から平成36年9月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 借入場所 栃木県警察本部及び各警察署等

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類N通信、情報処理2情報関連サービス又は大分類Pその他のサービス2リース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 平成29年7月3日から同月10日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

## 3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8510 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

栃木県警察本部警務部会計課出納係 電話028-621-0110（内線2246）

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 平成29年5月12日から同年7月3日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成29年7月3日午後5時 (1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

イ 開札の日時及び場所 平成29年7月10日午前11時 栃木県警察本部庁舎2階入札室

(4) 入札方法 1の(1)の件名の月額リース料で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成29年5月12日から同年7月3日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

イ 確認結果の通知 平成29年7月7日までに郵送する。

## 4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に警察本部警務部会計課で交付する本部・警察署及び駐在所等回線暗号化装置機器仕様書に基づき作成した仕様書を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(4) 審査

ア 技術審査 栃木県警察本部警務部情報管理課長が、入札者の作成した仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ 技術審査基準 入札者の作成した仕様書が、警察本部警務部会計課で交付する本部・警察署及び駐在所等回線暗号化装置機器仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

(5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった

者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

- (6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約書の作成の要否 要
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Headquarters police station and office etc., business line coding apparatus, 1set
- (2) Time and Date of bidding:  
5:00 p.m., July 3, 2017
- (3) Information is available at:  
Treasurer Section,  
Facilities Office,  
Accounting Division,  
Department of Police Administration,  
Tochigi Prefectural Police Headquarters  
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8510 TEL.028-621-0110(extension2246)

(警察本部警務部会計課)